

合併協定書

平成16年4月20日

○ 龜山市 ○ 関町

1 合併の方式

亀山市及び鈴鹿郡関町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成17年1月11日とする。

3 新市の名称

新市の名称は、亀山市とする。

4 新市の事務所の位置

- (1) 新市の事務所の位置は、現在の亀山市役所（亀山市本丸町577番地）の位置とする。
- (2) 現在の関町役場については、新市の支所とする。

5 財産の取扱い

両市町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。

6 議会議員の定数及び任期の取扱い

- (1) 新市の議会議員の定数については、22人とする。
- (2) 両市町の議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成18年10月31日まで引き続き新市の議会議員として在任する。

7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

- (1) 新市に1つの農業委員会を置き、両市町の農業委員会の選挙による委員であった者については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後2ヶ月間、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
- (2) 新市における農業委員会の選挙による委員の定数については20人とし、選挙に当たっては農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設ける。

8 地方税の取扱い（国民健康保険税を除く）

- (1) 個人市町民税の税率については、現行のまま新市に引き継ぐ。納期については、亀山市の例により新市に引き継ぐ。ただし、合併する年度については、現行の納期とする。
- (2) 法人市町民税の税率及び納期については、現行のまま新市に引き継ぐ。減免については、亀山市の例により新市に引き継ぐ。
- (3) 固定資産税の税率及び不均一課税については、現行のまま新市に引き継ぐ。納期については、亀山市の例により新市に引き継ぐ。ただし、合併する年度については、現行の納期とする。
- (4) 軽自動車税の税率については、現行のまま新市に引き継ぐ。納期については、亀山市の例により新市に引き継ぐ。
- (5) たばこ税、特別土地保有税及び鉱産税については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (6) 都市計画税及び入湯税については、亀山市の例により新市に引き継ぐ。

9 地域審議会の取扱い

市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会は設置しない。ただし、地域住民の意見を新市の施策に反映させるため、地域審議会に代わる組織の設置について、合併後検討する。

10 一般職の職員の身分の取扱い

両市町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。

- (1) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- (2) 職員の職名、職務については、人事管理及び職員の待遇の適正化の観点から、合併時に統一する。
- (3) 職員の給料については、適切な職員の待遇を行うための方針を整理し、具体的な実施に当たっては、新市において財政状況を考慮しつつ段階的に調整する。

11 特別職の職員の身分の取扱い

特別職の職員（消防団を除く）については、その設置等について法令等の定めるところに従い、調整するものとする。

- (1) 市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。報酬の額については、亀山市の例による。

- (2) 議会議員の報酬の額については、現行額を基にした2制度を基本とし、新市の報酬審議会に諮る。
- (3) 農業委員会の委員の報酬の額については、亀山市の例を基に調整する。
- (4) 教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員及び公平委員会の委員の人数、任期等については、法令の定めるところによる。報酬の額については、亀山市の例を基に調整する。
- (5) 監査委員の任期等については、法令の定めるところによる。人数、報酬の額については、亀山市の例を基に調整する。
- (6) その他委員等については、新市において引き続き設置する必要のあるものは、現行の委員数及び報酬額を基に調整する。

1 2 条例、規則等の取扱い

協議会で、協議・確認された各種事務事業等の調整方針に基づき、以下の区分により整備するものとする。

- (1) 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの
- (2) 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの
- (3) 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの

1 3 事務組織及び機構の取扱い

新市の事務組織及び機構については、「新市における組織機構の整備方針」を基本とし、その趣旨に沿った組織機構を構築する。

1 4 一部事務組合等の取扱い

- (1) 一部事務組合
 - ① 三泗鈴亀農業共済事務組合及び三重県自治会館組合については、合併期日の前日に脱退し、合併期日の当日に新市として加入する。
 - ② 三重県市町村職員退職手当組合については、合併期日の前日に脱退する。
 - ③ 三重県亀山市、鈴鹿郡関町老人福祉施設組合については、合併時までに解散することも含め調整する。
- (2) 広域連合
 - ① 鈴鹿亀山地区広域連合については、合併期日の前日に脱退し、合併期日の当日に新市として加入する。

(3) 事務の委託

- ① 消防事務及び一般廃棄物処理事務の委託については、合併期日の前日をもって事務委託規約を廃止する。
- ② 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事務の委託については、合併期日の前日をもって規約を廃止し、新市において現行の事務委託規約の内容により合併期日の当日に締結する。

(4) 公社

- ① 亀山市土地開発公社については、新市の土地開発公社として存続するものとする。

15 使用料、手数料等の取扱い

- (1) 施設使用料については、原則として現行のとおりとするが、同一又は類似する施設の使用料については、可能な限り統一に努める。
- (2) 道路占用料については、亀山市の例により新市に引き継ぐ。ただし、合併する年度については、現行のとおりとする。
- (3) 手数料については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、
 - ① 所在証明、土地家屋証明、土地家屋評価証明、土地家屋課税証明、標識再交付、印鑑登録証交付手数料及び危険物関係手数料については、亀山市の例により新市に引き継ぐ。
 - ② 関町の印鑑登録証再交付及び土地家屋公課証明交付手数料については、合併時に廃止する。

16 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら調整に努めるものとする。

- (1) 両市町共通の団体については、合併時に統合できるよう調整に努めるが、統合に時間を要する団体についても、引き続き統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。
- (2) 独自の目的を持った団体については、原則として現行のとおりとする。

17 附属機関等の取扱い

同種の附属機関等が両市町にある場合は、整理・統合を図り、一方のみにある場合は、必要性を検討した上で存続させる。

18 補助金、交付金等の取扱い

両市町の補助金等は、従来からの経緯、実績等に配慮しつつ、その必要性や内容を検討し調整するものとする。

- (1) 両市町の同一又は同種の補助金等については、関係団体等の理解と協力を得て統一できるよう調整する。
- (2) 両市町における独自の補助金等については、従来の実績に配慮し、市域全体の均衡を保つよう調整する。
- (3) 整理統合が可能な補助金等については、統合又は廃止できるよう調整する。

19 町、字の区域及び名称の取扱い

- (1) 町、字の区域については、合併時に調整する。
- (2) 町、字の名称については、亀山市にあっては現行のとおりとし、関町にあっては地域住民の意向を基に調整する。

20 慣行の取扱い

- (1) 市章、市の花・木・鳥・獣、市民憲章、表彰規程及び都市宣言等については、新市において新たに定める。
- (2) 名誉市民制度については、新市において新たに定める。すでにその称号を贈られている名誉市民については、新市において取扱いを検討する。

21 国民健康保険事業の取扱い

- (1) 国民健康保険税
 - ① 賦課方式については、現行のまま新市に引き継ぐ。
 - ② 税率及び軽減制度については、平成17年4月に平準化を図り統一する。ただし、合併する年度については、両市町の税率及び制度を適用する。
 - ③ 納期及び減免制度については、亀山市の例により新市に引き継ぐ。ただし、合併する年度については、現行のとおりとする。
- (2) 国民健康保険事業
 - ① 保険給付事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、葬祭費については、亀山市の例により新市に引き継ぐ。
 - ② 高額療養費資金貸付事業、出産資金貸付事業及びその他の保健事業については、亀山市の例により新市に引き継ぐ。

2 2 介護保険事業の取扱い

介護保険事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。

2 3 消防団の取扱い

- (1) 消防団については、合併時に統合し、分団の組織については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (2) 報酬については、関町の例による。ただし、団員については、亀山市の例による。
- (3) 費用弁償については、亀山市の例による。
- (4) 機関員手当（機関整備手当）については、関町の例による。
- (5) 消防団員退職報償金については、関町の例により新市に引き継ぐ。
- (6) 消防団員公務災害補償については、亀山市の例により新市に引き継ぐ。

2 4 自治会等の取扱い

- (1) 自治会の組織及び区域については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (2) 自治会連合会については、合併後速やかに統合化が図られるよう支援する。

2 5 各種事務事業の取扱い

2 5-1 電算システム事業

電算システム事業については、円滑な住民サービスが確保できるよう、安全性及び確実性を最優先し、既存の電算システムを有効活用しながら、合併時に可能な限りシステムの統合を行うものとする。

2 5-2 広報広聴関係事業

- (1) 広報紙については、新市においても発行することとし、発行回数については、亀山市の例により新市に引き継ぐ。
- (2) ホームページについては、新市において新たに作成し、引き続き情報の提供に努めるものとする。携帯電話対応ホームページについては、亀山市の例により新市に引き継ぐ。

- (3) ケーブルテレビ加入料金等補助制度については、亀山市の例を基に合併時に調整する。ただし、関町が買い取ったケーブルテレビの加入権については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (4) ケーブルテレビによる行政情報番組については、亀山市の例により新市に引き継ぐ。

25-3 消防防災関係事業

- (1) 地域防災計画及び水防計画については、合併後速やかに新市において新たに策定する。
- (2) 総合防災訓練については、合併後速やかに調整する。
- (3) 自主防災組織については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (4) 自主防災組織の資機材の充実、整備に伴う補助については、関町の例を基に、合併時に新たな補助制度を創設する。新しく組織化を図り新たに資機材の整備を行う場合は、亀山市の例により、県単独補助事業により整備を継続する。
- (5) 防災行政無線（移動系）については、関係機関と協議の上、合併後速やかに周波数の統一を図る。
- (6) 防災行政無線（同報系）については、関係機関と協議の上、現行のまま新市に引き継ぎ、遠隔操作設備を市庁舎及び消防庁舎に整備する。
- (7) 消防用設備設置費補助金については、合併時に統一する。

25-4 地域振興事業（コミュニティ）

- (1) 亀山市のコミュニティ組織については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (2) 新市におけるコミュニティ活動については、亀山市の例により拡大されるよう支援する。

25-5 国際交流事業

国際化推進事業については、合併後事業内容等を調整する。

25-6 交通関係事業

バス事業については、新市において速やかに運行ができるよう調整する。ただし、関町福祉バスについては、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後福祉、教育の施策として運行形態等を調整する。

25-7 窓口業務

窓口業務については、サービスの低下を招かないよう合併時までに調整する。

25-8 男女共同参画事業

- (1) 男女共同参画プランについては、新市において新たに策定する。
- (2) 男女共同参画推進会議については、亀山市の例により合併後速やかに設置する。

25-9 人権施策事業

人権啓発推進事業については、これまでの市町の取り組みの経緯を踏まえ、合併後調整する。

25-10 ごみ収集・処理業務事業

- (1) ごみ収集については、分別及び収集日等を含め、亀山市の例を基に調整する。ただし、合併する年度については、現行のとおりとする。高齢者（65歳以上）のみ世帯の粗大ごみの軒先収集については、亀山市の例により新市に引き継ぐ。直営収集については、亀山市の例により新市に引き継ぐ。
- (2) 集積場整備事業については、合併時に亀山市の集積施設設置費補助と関町の水道給水装置新設補助をあわせた補助制度を創設する。
- (3) 再生資源集団回収報奨金については、合併時に統一する。
- (4) 生ごみ処理容器購入費補助金については、関町の例を基に合併時に統一する。ただし、ぼかしについても補助の対象とする。
- (5) コンポスト（草の堆肥化）事業については、亀山市の例により新市に引き継ぐ。
- (6) 場内施設管理運営については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併の翌年度より亀山市の施設に統一する。
- (7) 一般廃棄物処理手数料及び産業廃棄物処理施設使用料については、亀山市の例を基に調整する。ただし、合併する年度については、現行のとおりとする。
- (8) 最終処分場管理業務のうち、関町の最終処分場については、合併の翌年度より埋立を一時中止し、埋立品目のうち亀山市の例によりリサイクル処理が行えるものについては、その処理を行う。亀山市の掘起し事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。

25-11 環境対策事業

- (1) 蜂の巣駆除対策、家屋消毒機械の貸出し、ダイオキシン類等調査、へい死魚回収及び環境展（エコ環境フェスティバル）については、亀山市の例により新市に引き継ぐ。
- (2) 環境保全一般事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (3) 水質等環境調査については、合併時に新市全域で実施できるよう調整・充実を図る。
- (4) ISO14001環境マネジメントシステムの推進については、合併後速やかに調整する。
- (5) 斎場については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (6) 斎場の使用料については、亀山市の例によるが、葬儀場使用料については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (7) 祭壇の貸出しについては、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (8) 斎場建設事業については、新斎場の実施計画を早急に策定し、新市において早期完成を目指す。
- (9) 合併処理浄化槽設置補助事業において、暫定的整備区域（下水道整備基本計画区域内）については、亀山市の例を基に、恒久的整備区域（下水道整備基本計画区域外）については、関町の例を基に調整する。ただし、合併する年度については、現行のとおりとする。

25-12 病院事業

病院事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。

25-13 健康づくり事業

- (1) 健康づくり推進協議会及び健康委員・副健康委員制度については、合併時に廃止することとし、新市において新たに健康づくり組織を立ち上げる。
- (2) インフルエンザ助成事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (3) インフルエンザ予防接種（65歳以上）事業については、亀山市の例により新市に引き継ぐ。
- (4) 肺炎球菌ワクチン予防接種助成事業については、関町の例により新市に引き継ぐ。
- (5) 基本健康診査事業、がん健診事業及びその他健診事業については、合併時に調整する。

25-14 障害者福祉事業

- (1) おむつ支給（扶助）事業、訪問入浴サービス事業、心身障害者小規模作業所助成事業、心身障害者タクシー料金助成事業、重度心身障害者介助者手当事業、心身障害児（者）福祉年金給付事業及び障害者住宅改造事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。
- (2) 重度身体障害者自動車燃料費用助成事業及び高次脳機能障害生活支援事業については、亀山市の例により新市に引き継ぐ。
- (3) 福祉移送サービス事業については、亀山市の例により新市に引き継ぐ。ただし、合併する年度については、現行のとおりとする。
- (4) 寝具洗濯乾燥事業については、関町の例により新市に引き継ぐ。ただし、合併する年度については、現行のとおりとする。
- (5) 障害者福祉計画については、新市において新たに策定する。
- (6) 心身障害者医療費助成事業
 - ① 対象者については、関町の例により新市に引き継ぐ。ただし、合併する年度については、現行のとおりとする。
 - ② 入院時の食事療養費助成については、亀山市の例により新市に引き継ぐ。ただし、合併する年度については、現行のとおりとする。
- (7) 65歳以上心身障害者医療費助成事業
 - ① 対象者については、関町の例により新市に引き継ぐ。ただし、合併する年度については、現行のとおりとする。
 - ② 入院時の食事療養費助成については、亀山市の例により新市に引き継ぐ。ただし、合併する年度については、現行のとおりとする。

25-15 高齢者福祉事業

- (1) 高齢者通所デイサービス事業、外出支援サービス事業、高齢者ホームヘルプサービス事業、敬老会事業、敬老祝金、高齢者記念品、高齢者介護用品助成事業、高齢者訪問給食サービス事業並びに寿バス乗車券及び寿タクシー乗車券交付事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。
- (2) 在宅介護支援センター事業については、合併時までに調整する。
- (3) 高齢者保健福祉計画については、新市において新たに策定する。

25-16 児童福祉事業

- (1) チビッ子広場遊具設置事業、子供の遊び場新設（改修）事業及び一人親家庭福祉事業については、関町の例により新市に引き継ぐ。ただし、合併する年度については、現行のとおりとする。

- (2) 放課後児童健全育成事業については、亀山市の例により新市に引き継ぐ。
- (3) 家庭相談員設置事業、交通遺児援護金支給事業及び公立保育所保育事業については、亀山市の例により新市に引き継ぐ。ただし、合併する年度については、現行のとおりとする。
- (4) 保育園児通園補助事業については、合併後調整する。
- (5) 児童育成計画については、合併後3年を目途に新市において新たに策定する。
- (6) 児童手当支給事業（市町単独）については、関町の例により新市に引き継ぐ。
- (7) 保育所保育料については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後調整する。
- (8) 乳幼児医療費助成事業
 - ① 対象者については、就学前児童までとする。ただし、合併する年度については、現行のとおりとする。
 - ② 入院時の食事療養費助成については、亀山市の例により新市に引き継ぐ。ただし、合併する年度については、現行のとおりとする。
- (9) 一人親家庭等医療費助成事業
 - ① 入院時の食事療養費助成については、亀山市の例により新市に引き継ぐ。ただし、合併する年度については、現行のとおりとする。
 - ② 所得の制限については、関町の例により新市に引き継ぐ。ただし、合併する年度については、現行のとおりとする。

25-17 その他福祉事業

- (1) ボランティア活動助成事業については、亀山市の例を基に調整する。
- (2) 生活保護家庭援護事業及び罹災者見舞金については、亀山市の例により新市に引き継ぐ。

25-18 農林水産関係事業

- (1) 山間等農地保全直接支払交付金事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後調整する。
- (2) 集団転作推進事業及び水稻空中散布共同防除事業については、亀山市の例により新市に引き継ぐ。
- (3) 生産調整奨励事業については、合併時に廃止する。
- (4) 田園景観推進事業については、亀山市の例を基に合併後調整する。
- (5) 土地改良事業等については、亀山市の例を基に合併時に統一する。ただし、合併する年度については、現行のとおりとする。
- (6) 獣害対策事業については、関町の例により新市に引き継ぐ。ただし、合併する年度については、現行のとおりとする。

- (7) 農政推進委員制度については、合併後速やかに調整する。
- (8) 農業振興地域整備計画については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市総合計画等の上位計画との整合を図りつつ、速やかに策定する。
- (9) 森林環境創造事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (10) 森林被害復旧対策事業については、関町の例を基に合併後調整する。

25-19 商工・観光関係事業

- (1) 産業振興奨励金については、亀山市の例により新市に引き継ぐ。
- (2) 観光協会については、関町観光協会を基に、新市において新たな組織の設立に向け調整する。

25-20 建設関係事業

- (1) 市町道については、現行のまま新市に引き継ぐ。新市における道路認定基準については、亀山市の例を基に調整する。
- (2) 単独道路整備事業に関わる用地取得基準については、亀山市の例により新市に引き継ぐ。ただし、東海道関宿歴史国道整備計画に位置付けされている路線については除外する。
- (3) 公園管理については、亀山市の例により新市に引き継ぐ。
- (4) 都市計画については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市総合計画等の上位計画との整合を図りつつ、速やかに調整する。
- (5) 都市計画マスタープランについては、新市において新たに策定する。
- (6) 公共住宅管理については、亀山市にあっては現行のまま新市に引き継ぎ、関町にあっては合併時までに調整し新市に引き継ぐ。

25-21 上水道事業

- (1) 上水道
 - ① 給水の区域については、現行のまま新市に引き継ぐ。
 - ② 加入金、加入金の減免、検針回数・徴収月、料金の減免及び未納対策・給水の停止については、亀山市の例により新市に引き継ぐ。
 - ③ 料金については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後調整する。
- (2) 簡易水道
 - ① 給水の区域については、現行のまま新市に引き継ぐ。
 - ② 加入金、加入金の減免、検針回数・徴収月、料金の減免及び未納対策・給水の停止については、亀山市の例により新市に引き継ぐ。
 - ③ 料金については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後調整する。

- (3) 工業用水道
 - ① 工業用水道事業については、亀山市の例により新市に引き継ぐ。
- (4) 出納取扱金融機関・手数料
 - ① 出納取扱金融機関等については、現行の金融機関を基に合併時までに調整する。
 - ② 手数料については、関町の例により新市に引き継ぐ。ただし、既設管耐圧試験料及び給水開始手数料については、合併時に廃止する。

25-22 下水道事業

- (1) 公共下水道事業
 - ① 使用料については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後2年を目途に統一する。
 - ② 受益者負担金及び公共汚水ますの設置については、平成13年5月末までに事業認可を受けた区域は、現行のまま新市に引き継ぎ、平成13年6月以降に事業認可を受ける区域については、合併後2年を目途に調整する。
- (2) 農業集落排水事業
 - ① 使用料算定方法については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、亀山市の供用開始3年後の排水設備未接続者に対する基本料金の徴収制度については、合併時に廃止する。
 - ② 使用料徴收回数については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後2年を目途に調整する。
 - ③ 使用料の減免については、関町の例を基に調整する。
 - ④ 受益者分担金の率については、亀山市の例により新市に引き継ぐ。ただし、関町の事業着手地区（上加太、下加太、坂下及び市瀬）については、現行のまま新市に引き継ぐ。
 - ⑤ 受益者分担金の減免・徴収猶予については、関町の例を基に調整する。亀山市の受益者分担金補助金制度については、廃止する。ただし、合併する年度については、現行のとおりとする。
 - ⑥ 新規加入金及び公共汚水ますの設置については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (3) 水洗化促進事業
 - ① 融資斡旋・利子助成制度については、亀山市の例により新市に引き継ぐ。ただし、関町の農業集落排水事業着手地区（上加太、下加太、坂下及び市瀬）については対象としない。
 - ② 水洗便所等改造資金助成金制度については、関町の例により新市に引き継ぐ。

- (3) 関町の水洗便所等改造費補助金制度については、現行のまま新市に引き継ぎ、適用地区の申請期限である平成17年9月末までは継続とし、その後は廃止する。
- (4) 関町の排水設備工事費助成金制度については、合併時に廃止する。ただし、着手地区（上加太、下加太、坂下及び市瀬）については、現行のまま新市に引き継ぐ。

25-23 学校教育事業

- (1) 遠距離児童・生徒通学費補助及びヘルメット購入補助については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後調整する。
- (2) 公立幼稚園事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後調整する。ただし、地域子育て支援事業については、亀山市の例により新市に引き継ぐ。
- (3) 幼稚園保育料については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後調整する。ただし、保育料の減免については、亀山市の例により新市に引き継ぐ。
- (4) 幼稚園・小中学校施設耐震化事業については、両市町の補強計画等を新市に引き継ぐ。
- (5) 亀山西小学校改築事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (6) 学校教育ビジョンについては、新市において新たに策定する。
- (7) 通学区域については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後速やかに学校区の再編について協議する。
- (8) 学校給食及びスクールバス運行事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (9) 災害共済給付事業については、亀山市の例により新市に引き継ぐ。
- (10) 奨学金については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。

25-24 社会教育事業

- (1) 生涯学習基本構想については、新市において新たに策定する。
- (2) 公民館事業については、亀山市の例により新市に引き継ぐ。ただし、関町の地区分館については、合併後速やかにコミュニティ活動として推進できるよう調整する。
- (3) 関町B&G海洋センター運営事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。

- (4) 亀山市の図書館事業及び関町の図書室事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。関町の図書室の分館化については、合併後速やかに調整する。移動図書館については、新市において新たなサービスの構築を検討する。

25-25 文化振興事業

- (1) 亀山市の市史編さん事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (2) 歴史博物館事業、関宿旅籠玉屋歴史資料館及び関まちなみ資料館事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (3) 文化財維持管理については、現行のまま新市に引き継ぐ。伝統的芸能保存伝承活動支援及び文化財保護事業費補助については、合併後速やかに調整する。
- (4) 町並み保存事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。

25-26 社会福祉協議会

- (1) 社会福祉協議会については、それぞれの事情を尊重しながら、合併に向けて調整に努める。
- (2) 事業委託、事業補助については、社会福祉協議会の事情を尊重しながら、合併後調整する。

25-27 その他事業

- (1) 総合計画については、新市において新たに策定する。
- (2) 加太グリーントピア推進事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (3) 行政改革については、新市において新たに行政改革大綱を策定し、大綱に基づいて推進する。
- (4) 投開票事務については、合併後速やかに調整する。
- (5) 自治会の集会施設等に対する建築費助成事業については、亀山市の例を基に合併後速やかに調整する。
- (6) 前納報奨金制度については、亀山市の例により新市に引き継ぐ。
- (7) 交通災害共済掛金負担制度については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。
- (8) 防犯灯施設設置事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後速やかに調整する。
- (9) 犬猫避妊等手術費助成事業については、関町の例により新市に引き継ぐ。
- (10) 指定金融機関等については、現行の金融機関を基に合併時までに調整する。

- (11) 国民宿舎「関ロッジ」については、現行のまま新市に引き継ぐ。
- (12) 「道の駅」関宿については、現行のまま新市に引き継ぐ。

26 新市建設計画

新市建設計画については、別添「新市まちづくり計画」に定めるとおりとする。

調印書

亀山市及び関町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく亀山市・関町合併協議会において、上記のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

平成16年4月20日

亀山市長

田中亮人



関町長

清水孝哉



立 会 人

合併協議会委員

萬 四 皇

合併協議会委員

桜 井 駿

合併協議会委員

中 川 賢 一

合併協議会委員

竹 井 通 男

合併協議会委員

山 坂 直 利

合併協議会委員

矢 野 夫 直

合併協議会委員

打 田 春 夫

合併協議会委員

増永肇

合併協議会委員

長田幸夫

合併協議会委員

戸板桂

合併協議会委員

豊田義徳

合併協議会委員

大山光子

合併協議会委員

森靜子

合併協議会委員

川森英生

合併協議会委員

落合弘明

合併協議会委員

牛子 信弘

合併協議会委員

柏本 康志

合併協議会委員

児玉光哉

合併協議会委員

古庄 寧之

合併協議会委員

中民 兼隆

合併協議会委員

小坂 滉宏

合併協議会委員

黒田 力男

合併協議会委員

大曾 宗志一